平成２３年（フ）第５６号
秋田県仙北市角館町西野川原27番地20
債務者　沢野布美子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３８号
福島県南相馬市原町区橋本町３丁目13番地の１
債務者　高田　　毅
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３９０号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地141　ルネスハイム203号
債務者　中村　博志
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
茨城県ひたちなか市大字田彦1666番地１　ヒルズパークＤ棟102号
債務者　菊池　美里（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３８号
茨城県水戸市吉沢町569番地の62
債務者　岡村　信彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６６号
茨城県水戸市堀町1018番地の１　サンクレイドル水戸堀町ウィンフォート402号
債務者　大内　伸明
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７１号
茨城県水戸市見和１丁目470番地の38
債務者　佐々木礼子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７２号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅309棟３Ｆ５号
債務者　房前亜希子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８０号
茨城県那珂市菅谷2446番地２　ヴェルトワール102
債務者　宮田美由紀（旧姓繪幡）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目３番地１　アミティ桜公園６―202
債務者　田村　広子（旧姓間島）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４５号
茨城県つくば市榎戸475レオパレスセゾン108、住民票上の住所茨城県那珂市鴻巣2393番地１
債務者　竹村　剛志
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５号
千葉県富津市岩坂27番地
債務者　石井　安弘
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３１号
富山県黒部市岡565番地１　ステージアはまなすＡ棟203号
債務者　能澤　巧達
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３５３号
山梨県甲斐市富竹新田387番地
債務者　小野美智子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５１号
名古屋市南区中割町３丁目79番地
債務者　黄　　美幸
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津487番地の13
債務者　中村　博子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７０６号
広島県東広島市八本松町原4388番地１　フィールドコーポＢ302号
債務者　松尾　正彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部